社会福祉法人明照園指定短期入所生活介護事業所・　　　　　　　　　　　指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

　（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人明照園が開設する指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

　（運営方針）

第２条　　事業所の事業者は、要介護者・要支援者等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

　　 2　事業の実施にあたっては、正当な理由なく指定短期入所生活介護・指定介護予防入所生活介護の提供を拒まない。

　（事業所の名称及び住所）

第３条　　事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

　　　　　（1） 名　称　　ショートステイ明照園

　　　　　（2） 所在地　　熊本県天草市久玉町1273番地1

　（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

　　　　　一　管理者　　　 1名（兼務）

　　　　　　　従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の事業の運営管理を一元的に行い、従業者に本運営規定等を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。

　　　　　二　医師　　　　 1名（非常勤）

　　　　　　 　利用者の健康の状態に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。

　　　　　三　看護職員　　3名（兼務）

　　　　　　　利用者の健康の状態に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。

　　　　　四　介護職員　　１５名以上（特養を含む。兼務）

　　　　　　　利用者の心身の状態に応じ、その自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行なう。

　　　　　五　栄養士　　 　1名（兼務）

　　　　　　　栄養並びに利用者の身体等の状況及び嗜好を考慮した適切な献立の作成、及び栄養等の管理を行なう。

　　　　　六　機能訓練指導員　　　1名（兼務）

　　　　　　　利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で、必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行なう。

　　　　　七　生活相談員　　　1名（兼務）

　　　　　　　利用者又はその家族からの相談に応じることと共に、必要な助言その他の援助を行なう。

（利用定員）

1. 事業所の利用者の定員は6名とする。ただし、特別養護老人ホーム明照園において入所者の入院等により空きベッドが生じた場合は、5床を上限に特別養護老人ホーム明照園のベッドを使用することができることとする。

（勤務体制の確保等）

第6条 　利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

　 ２　 事業所の従業者によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

　 ３　 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

　　 　一 採用時研修　　採用後３ヶ月以内

　　 　二 継続研修　　　年５回以上

　　 　４　 事業所は、適切な指定短期入所生活介護事・指定介護予防短期入所生活介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第7条 　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

　　　　　一　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、当該職員に周知徹底を図ること。

　　　　　二　当該事業所における虐待の防止のための指針（高齢者虐待防止マニュアル）を整備すること。

　　　　　三　当該事業所において、当該職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

　　 　 四　前（3）号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（主任）を置くこととする。

　（指定短期入所生活介護の内容）

第8条　　指定短期入所生活介護の内容は以下のとおりとする。

　　　　　一　入浴の介護

　　　　　　 　1週間に2回以上、特別浴槽を用いた入浴や介助浴又は清拭を行なう。

　　　　　二　排泄の介助

　　　　　　　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを、当該利用者の排泄状況を踏まえて適切に取り替えると共に、トイレ誘導等必要な援助を行なう。

　　　　　三　食事の提供及び介護

　　　　　 　　利用者の嗜好や身体等の状況に合わせた食事を適時適温で提供し、その介助を行なう。

　四　その他の日常生活上のお世話

　　　　　 　　離床、着替え、整容等利用者の心身の状況に応じた日常生活上のお世話を適切に行なう。

　　　　　　五　機能訓練

　　　　　　 　　利用者の心身の状況やその家庭環境を十分に踏まえ、各種機器を使って日常上生活

　　　 　　を送る上で必要な訓練を行なったり、介護職員等によるレクレーションを行ないます。

　 　　　六　送迎

　　　　　　 　　心身の状況や家族等の状況等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行なう。

　（利用料その他の費用の額）

第9条　　指定短期入所生活介護及び、介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利

用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

　　２　前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける

ものとする。

　 ただし、食費、居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定額」

の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

　　　 　一　食費

　　　　 　　　利用者負担額　第1～第4段階の方　　　　1,445円（日額）

　　　　　　 　（内訳）　朝食　300円、　昼食　560円、　夕食　585円

　　 　　二　住居費

　　　　　　 利用者負担額　 855円（日額）)　⇒　915円（令和６年8月より）

　　 　 三　前号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められる費用として国が定める額

　　３　　前項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ利用者又はその家族に

対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を書面にて得るものとする。

　（通常の事業の実施地域）

第10条 　通常の事業の実施地域は、牛深町、久玉町、深海町、魚貫町、二浦町、河浦町とする。

　（サービス利用に当っての留意事項）

第11条 　利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

　 　（1） 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。

　 　（2） 指定された場所以外で火気を用いてはならない。

　 　（3） その他管理者が定めること。

　（緊急時等における対応方法）

第12条　　従事者は、現に指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行なう等の必要な措置を講じる。

　（非常災害対策）

第13条　　非常災害に備えて必要な設備を儲け、消防、避難に関する計画を作成する。

　 　　 ２　　非常災害に備え、少なくとも６ヶ月に１回は、避難、救出その他必要な訓練を行なう。

（業務継続計画の策定等）

第14条　 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護祉施設・指定介護予防短期入所生活提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

　　 　 2 　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

　　　 　3　 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条　 事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行なう。

　　　　２　 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

　　　　　二 事業所における感染症及びまん延の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

　（その他運営に関する重要事項）

第16条　　事業所は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、指定短期入所生活介護・指定介護老人短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ることとする。

　　　 　 ２　事業所は、当該指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じることとする。

　　 　　 ３　事業者は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

　 　 ４　事業所は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努める。

　 　 　 ５　事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

　 　 ６　事業所は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他、必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに順ずる書面に記載するものとする。

　　 ７　事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

　　 ８　事業者は、居宅介護支援事業者その他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供

する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

　 　 ９　従業者は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に当っては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行なう。

　　 10　事業者は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわない。

　 　 11　事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続した入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の指定短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定短期入所生活介護計画を作成する。

　 12　事業所の管理者は、指定短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた指定短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明することとする。

　 　 13　指定短期入所生活介護計画の作成に当っては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成することとする。

　 　 14　事業所は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付しその旨を市町村に通知する。

　　 　一　正当な理由なしに指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進されたと認められる時。

　　 　二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時。

　 　　　 15　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行なう。

　　 　　　 　一　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行なわれるよう努める。

　 　　　 16　事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとることとする。

　 　　　　　一　事業所の医師は、利用者に対して行なった健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しないものについては、この限りではない。

17 事業所は、利用定員及び居室の定員を越えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行なわない。ただし、災害その他やむを得ない場合は、この限りでない。

　　　　 　 18　事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対賞として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

　　　　 　 19　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

　　　　　　　 　一　事業所は、当該指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、退職時に書面にて約束する等必要な措置を講じる。

　　 　二　事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ得ておく。

　 20　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

　　 一　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。

　　 21　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

　　 一　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第17条　　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人明照園と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　　則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年2月1日に一部を改定し施行する。

この規程は、平成17年10月1日に一部を改定し施行する。

この規程は、平成18年4月1日に一部（指定介護予防短期入所介護事業）を追加し施行する。

この規程は、平成19年4月1日に一部（第7条、第8条）を改定し施行する。

この規程は、平成21年4月1日に一部（第8条）を改定し施行する。

この規程は、平成22年12月20日に一部（第4条第1項3号・4号、第7条第2項2号）を改定し施行する。

この規程は、平成24年11月1日に一部（第7条第2項一号）を改定し施行する。

この規程は、平成27年4月1日に一部（第7条第2項一号、第12条第21項一号）を改定し施行する。

この規程は、平成27年8月1日に一部（第7条第1項）を改定し施行する。

この規程は、平成30年4月1日に一部（第4条第1項、第7条第1項）を改定し施行する。　　　　　　この規程は、令和5年4月1日に一部（第4条、第6条、第7条、第10条、第13条、第14条、第15条）を改定し施行する。

この規程は、令和6年4月1日に一部（第4条）改定し施行する。